

## 蔵王町マイナンバーカード出張申請受付実施要領

蔵王町では、マイナンバーカード（以下「カード」という。）取得推進のため、町職員が町内の事業所や個人宅等を訪問し、顔写真の撮影からカードの申請までの手続きのサポートを行う「出張申請受付」を実施する。

できあがったカードは本人限定受取郵便で申請者に送付するため、申請者は役場に一度も来庁せずにカードを受け取ることができる。

### 1 対象

- (1) 蔵王町内の事業所・病院・施設等の従業員及び利用者等で蔵王町内に住所を置く人
- (2) 任意団体等の構成員で蔵王町内に住所を置く人
- (3) 病気や障がい、要介護等で外出が困難で蔵王町内に住所を置く人

### 2 実施日時

平日の午前10時～午後3時までの間で調整

### 3 申込条件（1－（3）を除く）

- (1) 申請者がおおむね3人以上見込まれること。
- (2) 会議室、机・椅子等の備品及び本町が持参するタブレット端末等の電源の準備と片付けができること。
- (3) 申請者の氏名・生年月日・住所を記入した出張申請受付名簿（別紙2）を実施日の15日前までに提出できること。
- (4) 受付当日の申請者の案内・誘導を申請団体で行うこと。
- (5) 申請団体内で取りまとめ、周知・広報を行い、次の内容を申請者に知らせること。
  - ① 実施日時・会場
  - ② 受付申請時に持参する書類（7に定める書類）
  - ③ 5に定めるカードの交付申請が可能な方の条件

### 4 申し込み方法

実施希望日の15日前までに出張申請受付申込書（別紙1）に必要事項を記入し、町民税務課窓口へ提出（直接持参、電子メール、郵送）すること。なお1－（3）に該当する方については、電話や代理人の申し出により受け付ける。

※様式はホームページに掲載。

### 5 出張申請受付方式によりカードの交付申請ができる方の条件

- (1) すでにマイナンバーカードの交付を受けていないこと。
- (2) 申請日からおおむね2か月以内に蔵王町外に転出予定がないこと。
- (3) 申請者本人が当日来場できること。（15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人の同行及び本人確認書類が必要。）
- (4) 交付申請に必要な書類を持参・提出できること。

- (5) 住民登録の住所へ「本人限定受取郵便」等にて送付したカードの受け取りができること。
- (6) 郵便局の転送サービスを利用していないこと。

## 6 申請時に持参する書類

- (1) 個人番号通知カード（お持ちの方のみ。当日回収します。）
- (2) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ。当日回収します。）
- (3) 本人確認書類（原本）（7に定める書類）
- (4) 住民基本台帳カード返納（廃止）届（住民基本台帳カード所有者のみ）
- (5) 通知カード返納届（通知カードを紛失した場合は、通知カード紛失届）
- (6) 暗証番号設定依頼書兼送付先情報登録申請書
- (7) 暗証番号記載票

## 7 本人確認書類

- (1) A書類 2点
- (2) (1) が用意できない場合 A書類 1点 + B書類 1点
- (3) (1) (2) が用意できない場合 A書類 1点 + C書類 1点
- (4) (1) ~ (3) が用意できない場合、通知カードの返納があれば  
A書類 1点、またはB書類 2点、またはB書類 1点 + C書類 1点

本人確認書類一覧	
A	運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民基本台帳カード、在留カード など ※いずれも顔写真があるもの
B	保険証（健康保険、介護保険、後期高齢等）、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証、医療受給資格者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、住民基本台帳カード（写真なしのもの） など
C	学生証、社員証、診察券、預金通帳 など ※「氏名と住所」又は「氏名と生年月日」が記載されているもの

※いずれの書類も、券面が最新の情報であり、有効期限内のものに限る。

## 8 申し込みから交付までの流れ

### 【1 - (1) 及び (2) の場合】

- (1) 各団体において申請希望者を募集してください。
- (2) 3名以上の申請希望者が集まったら、「マイナンバーカード出張申請申込書（別紙1）」及び「マイナンバーカード出張申請者名簿（別紙2）」に必要事項を記入し提出してください。  
（実施希望日の15日前までに提出をお願いします。）
- (3) 町から申込団体ご担当者様へ日程調整の連絡をし、必要書類を送付します。
- (4) 申込団体ご担当者様は申請者に日程及び必要書類の周知をしてください。
- (5) 町職員が申込団体の指定する会場に伺い、申請の受付・写真撮影等を行います。
- (6) 後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便によりご自宅に送付します。

※申請書類や本人確認書類に不備・不足があると、本人限定受取郵便での送付ができませんので、役場にカードを受け取りに来ていただく必要があります。

【1－（3）場合】

（1）マイナンバーカードの出張申請を希望する旨を電話等で町民税務課にお知らせください。

申請者本人のほか、家族等の代理人の方からの申し出も可能です。

（2）町と申請者間で日程調整を行い、必要書類を送付します。

（3）町職員が申請者の自宅に伺い、申請の受付・写真撮影等を行います。

（4）後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便によりご自宅に送付します。

※申請書類や本人確認書類に不備・不足があると、本人限定受取郵便での送付ができませんので、役場にカードを受け取りに来ていただく場合があります。

9 申し込み・問い合わせ先

〒989-0892

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地

蔵王町役場 町民税務課 戸籍住民係

電話 0224-33-3001

FAX 0224-33-3168

E-mail [chominzeimu@town.zao.miyagi.jp](mailto:chominzeimu@town.zao.miyagi.jp)